

株式会社日本教文社からの不当な蒸し返し訴訟について

公益財団法人生長の家社会事業団

平成25年2月27日、教団の代表者会議の席上で、教団代表役員の磯部和男氏は、同月25日付で、株式会社日本教文社が、当法人に対して新規の民事訴訟（平成25年(ワ)第4710号 著作物利用権確認訴訟事件）を提訴したことを発表しております。

当法人が正当に行った出版使用許諾契約書の更新拒絶について、日本教文社は契約違反をしていないなどと強弁し、かつ教団の意思を無視しているから無効だと主張しています。

このような主張は、既に東京地方裁判所及び知的財産高等裁判所において、日本教文社の出版権の主張が完全に否定されたことを無視する違法かつ不当極まりない主張ですが、最高裁判所における敗訴必至の状況にあたり、教団信徒からの不信と組織の深刻な動揺を押しさえるために、「著作権問題は係争中であって、最終的結論はまだ出ていない。」との虚偽宣伝を教団が行う必要から、このような訴訟を提訴したのではないかと考えられます。

実際に、教団は、そのホームページにおいて、「日本教文社は本年2月25日、同事業団との出版使用許諾契約に基づき、聖經や『生命の實相』頭注版等について著作物利用権を有することの確認を求める訴訟を提起し、現在、係争中です。この裁判で日本教文社が勝訴した場合、聖經や『生命の實相』頭注版等は従前通り、日本教文社から出版されることになることを付記いたします。（http://www.jp.seicho-no-ie.org/news/sni_news_20130710.html）との宣伝を継続中です。

当法人は、同社の提訴そのものが、民事訴訟法第142条（重複する訴えの提起の禁止）で禁止された違法なものであるとして、裁判所に却下を求めました。

また、被告補助参加人として、出版権の設定を受けた株式会社光明思想社が訴訟参加しました。

平成25年6月4日の弁論準備手続において、担当裁判長からは、訴訟の対象である「訴訟物」が異なる（物権的権利と債権的権利）との判断が示され、証拠調べが行われることとなりました。

同年11月20日午後2時より、東京地方裁判所第421号法廷において、株式会社日本教文社代表取締役社長岸重人氏と、公益財団法人生長の家社会事業団法務担当業務執行理事久保文剛氏に対する、本人尋問及び証人尋問が実施されました。

平成26年2月7日午後1時30分より、東京地方裁判所第421号法廷において、次のとおり判決が言い渡されました。

「 主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

」

すなわち、原告（株式会社日本教文社）の完全敗訴であり、被告（公益財団法人生長の家社会事業団）及び被告補助参加人（株式会社光明思想社）の勝訴となりました。

以上の主文の根拠として同裁判所の判断が次のとおり判決書に示されました。（以下、重要部分のみ抜粋）

訴訟手続上の争点（前訴との二重起訴の有無）については前述のとおり当方の主張は採用されませんでした。が、実質的な争点（本件更新拒絶の有効性）については当方の主張が全面的に採用されました。

「第4 当裁判所の判断

2 争点2（本件更新拒絶の有効性）について

…本件出版許諾契約は、原告と、被告の代理人である生長の家との間で、被告のためにすることを明示して締結されたものであり（甲5）、その約款第3条には、「期間満了の3カ月前までに、甲（代理人を含む。）、乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がない限り、この契約と同一条件で順次自動的に同一期間づつ延長せられるものとする。」との条項があるところ（中略）、上記条項中の「甲（代理人を含む）」にいう「（代理人を含む）」との文言は、生長の家が契約当事者本人である被告の「代理人」として3条所定の通告を行う場合があることを意味するものと解され、上記文言を根拠として、更新拒絶は被告と生長の家の連名で行うことを必要とする解釈することは、文理上明らかに困難である。したがって、原告の解釈は失当であり、被告は、単独で本件出版許諾契約の更新拒絶の意思表示をなし得るものである。」（判決書12～13頁）

「…しかし、当裁判所は、原告には復刻版の印税の支払につき本件昭和49年契約の債務不履行があり、原被告間の信頼関係は既に破壊されていると認められることから、本件更新拒絶は権利濫用に当たらないと判断する。」（判決書13頁）

「証拠等によれば、次の事実が認められる。

イ …上記寄附行為の文言などからすると、亡雅春が被告に寄附行為として移転した権利は、「生命の實相」の著作権であり、著作権収入を得る権利だけであったとは認められない。

…亡雅春が寄附行為により被告に著作権を移転した「生命の實相」とは、上記10書籍の著作物の全て（編集著作物としての著作権及びその素材となった著作物の著作権全て）であると解するのが相当である。」（判決書15～16頁）

「以上によれば、原告は、本件更新拒絶2がなされた平成21年2月4日時点において、被告に支払うべき復刻版の印税2740万円の未払があり、被告から平成21年1月13日付け「『履行催告』兼官契約解除」の通知」（甲12の1）によりその支払を催告されるもその支払をしなかったのであるから、このことは、本件昭和49年契約の債務不履行として本件昭和49年契約を解除するに十分な事実であるし、本件書籍については本件出版許諾契約に切り替えたことにより形式的には本件昭和49年契約の対象外となっているものの、原被告間の信頼関係を破壊するに十分な事実である

から、本件出版使用許諾契約の更新拒絶の理由としても十分な事実というべきである。その後、被告による前訴第1事件の提起によりようやく50万円のみは回収できたが、それまでに被告は少なからぬ労力や弁護士費用を費やすこととなったのであり、また、2690万円については、前訴において消滅時効の援用がなされたため起算日に遡って債権がなかったことになったが（民法144条）、多額の不払により信頼関係が被壊された事実までもなかったことになるものでもない。

原告は、復刻版の著作権は亡雅春ないしその相続人に帰属すると信じて、復刻版の印税は亡雅春ないしその相続人に支払ってきたのであり、原告がそのように信じたことには正当な理由があったなどと主張するが、復刻版の著作権が被告に帰属していることは前記のとおりであり、本件全証拠によっても、原告がそのように信じたことに正当な理由があったとは認められない。亡雅春の遺産分割協議書において、亡雅春の遺産として「復刻版 実相」が挙げられている（甲26・第3遺産目録64）としても、そのことは、亡雅春の相続人らの認識を示すものにすぎず、上記認定を左右するものではない。

その他、上記不払の事実にもかかわらず本件更新拒絶を権利濫用とすべきほどの事情は認められない。

3 以上によれば、本件更新拒絶はいずれも有効であるから、原告は本件出版使用許諾契約に基づく本件書籍の著作物利用権を有しない。

よって、主文のとおり判決する。」（判決書17～18頁）

全面的に敗訴した原告（株式会社日本教文社）は、教団の意向を受けてと思われませんが、平成26年2月20日、知的財産高等裁判所に控訴しました。同高裁は、同年9月3日弁論を終結し、同年10月15日午後1時15分、627号法廷で判決が次のとおり言渡されました。

「
主 文
1 控訴人の控訴を棄却する。
2 控訴費用は控訴人の負担とする。」

同高裁の判決は、公正かつ丁寧に、前訴からの経緯、双方の争点及び裁判所の判断を示しており、著作権訴訟の歴史においても優れた判決であると評価されます。

同月28日、日本教文社は、「全部不服であるから」として最高裁判所に上告しました（第三小法廷に平成27年1月27日訴訟記録到着）が、平成28年3月15日、最高裁第三小法廷は裁判官全員一致の意見で「本件上告を棄却する。」と決定し、当法人及び光明思想社の全面勝訴が最終確定しました。